



まちづくりの
アイデアを
カタチに！



あらかわみらいファンド助成事業
令和4年度 募集要項

あらかわみらいファンドの説明

1 あらかわみらいファンド助成事業の趣旨・目的

この事業は、あらかわ地区まちづくり協議会が、村上市から交付を受ける「地域まちづくり交付金」の一部を「あらかわみらいファンド」として活用し、自らの発想で、自主的にまちづくりに取り組む団体や個人に対して助成を行う事業です。

あらかわ地区の「みらい」を思い描いて、カタチにしていこうとする取り組みが、より多くの人にひろがり、継続して、地区全体が活性化していくことを目的とするものです。

この事業は、

- ① 自らの意思でまちづくりに取り組む人や団体を増やしていくための「種まき」的要素
- ② まちづくりに取り組んでいる人や団体の活動を発展させ、自立していくことを促す「育成」的要素

この2つの要素を含めて制度の目指すところとしています。

はじめはまちづくりに取り組むきっかけとしてこの制度を活用してもらい、将来的には自主財源を得る手段を獲得して、自立した取り組みへと成長していったほしいという願いを持って、この制度を運用していくものです。

そのため、一過性のイベントのような取り組みも、助成の対象外とはしませんが、常に発展性や自立性の向上を目指して取り組んでもらうことが、この事業の本旨です。

2 助成の対象となる事業

助成の対象となる事業は、あらかわ地区で次のことを目的として「新たに取り組む事業」や「既存の活動を拡充する事業」です。

- ① 市街地に活気や賑わいをもたらすこと
- ② あらかわ地区の自然環境などを活用し、恵みや安らぎをもたらすこと
- ③ 住民主体のまちづくりを推進すること
- ④ 多様な「学びの場」を提供し、人づくりを推進すること
- ⑤ あらかわ地区の特性を活かし、地域ブランド化に寄与すること
- ⑥ 伝統芸能や文化を維持し、地域の絆を深めること
- ⑦ 暮らしを支援し、住みやすさを向上させること

次の事業は対象となりません。

- ① 宗教活動や政治活動を行う事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 専ら自らの営利を目的とする事業

まちづくり計画の
7つの将来像実現に向けて！

あらかわ地区のまちづくり計画で定められている「7つの将来像」の実現に結び付く活動に対して、助成を行うというのが基本的な考え方ですが、既存事業を既存の形のまま行うものは、単に団体等の負担軽減になってしまい、助成金の効果が薄れてしまいます。そのため、助成対象事業は、「7つの将来像」の中の何れかの実現を目指して、「新たに取り組むもの」か「既存の活動を拡充するもの」かのどちらかに位置付けられる事業を助成の対象とします。

また、「既存の活動を拡充するもの」の捉え方については、

- ① 今までの活動エリアを広げて、地域的な広がりを持たせる

例：集落内だけの行事だったものを外部（他集落、地区外、市外等と連携したり、関係性を持たせることで、交流や地域活性化に結び付くような形にする

- ② 事業の対象となる年代の範囲を広げて、世代的な広がりを持たせる

例：高齢者のみを対象としていた事業に子ども達も参加できるようにし、世代間交流や地域教育の要素を持たせる

- ③ 事業の規模や回数を増やすことによって、既存事業に別の側面で効果をもたらす

例：年に数回だった事業を常時開設の形にすることで、市民が常に立ち寄れる居場所～コミュニティカフェとしての要素を生む

などが考えられます。

特産品の開発などは、助成対象事業の要件を満たしていますが、事業計画の内容が専ら自己の営利追求になっていないか、検討を要するところです。公益性や地域全体に与える波及効果を含んだ計画を期待しています。

※村上市除排雪自主活動補助事業補助金の対象になる事業は、みらいファンド助成の対象外とさせていただきます。

3 助成が受けられる団体・個人

あらかわ地区を主な活動拠点とする団体及び個人（以下団体等）が助成の申請をすることができます。ただし、次の団体等は申請できません。

- ・暴力団または暴力団やその構成員の統制下にある団体等
- ・その他理事長が適当でないと認める団体等

※団体には、コミュニティ、集落、企業、任意団体、有志のグループ等を含みます。

4 助成を受けられる期間

助成対象期間は単年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）です。次年度以降も助成を希望する場合は、1事業当たり3年（回）まで助成を受けることができます。

また、事業の性質上、複数年度で計画することが必要な事業については、最長で3か年計画で申請することもできますが、複数年度の採択を受けた場合でも、次年度以降の助成金額を保証するものではありません。（優先して採択されることになります）

今年度の公開審査会は5月に行われる予定ですが、その時点で事業の一部が始まっている場合でも、事業全体として助成対象となります。

また、1つの事業が助成を受けられる回数（年数）は最長3回（年）です。この場合、毎年応募し、公開審査を受けることになります。例外的なものとして、事業の性質により3か年計画で実施する必要がある事業は、3か年の採択ができることとしています。

5 助成の金額

- ・一般部門（プレゼンテーションを要する）の助成上限額は1件当たり50万円/年度
 - ・チャレンジ部門（プレゼンテーションを要しない）の助成上限額は1件当たり10万円/年度
- 当該年度の助成金予算の範囲内で助成額を決定します。（審査において助成額が減額される場合があります）

※同一年度内における同一団体等に対する助成は1回限りです。

6 助成金の使途制限

助成金の使途は、申請された事業に要する経費を対象としますが、次の経費は対象になりません。

- ① 申請団体等の構成員に対する報酬・謝礼等
- ② 申請団体等の構成員が行う懇親会等の飲食に係る経費
- ③ 申請団体等が経常的に要する維持的経費
- ④ その他理事長が適当でないと認める経費

目的に合致した事業であれば、一部の経費を除いて事業費すべてが助成の対象経費となります。補助率も設けていません。助成の対象外となる飲食とは、懇親会等の飲食であり、事業を実施する上でどうしても必要な飲食（野外奉仕作業時のお茶代や、特産品開発のために他地区の特産品を食べるなど）は助成対象となります。

手続きの流れ

① 応募・相談期間

令和4年3月14日～令和4年4月30日

応募を検討される方（団体・個人）は、上記期間中にまちづくり協議会事務所（荒川支所内）までご相談下さい。助成事業の内容や応募書類の記載方法等について説明をし、書類等をお渡しします。応募された内容については、事前審査を実施させていただきますのでご了承ください。

提出書類：助成事業応募申請書、事業計画書、収支予算書、団体等・事業概要書
※応募書類はホームページでもダウンロードできます。

あらかわ地区まちづくり協議会ホームページ

URL <https://www.love-arakawa.com/>

応募書類を受付した後、事前審査（予備審査）を行いますが、これは事業目的等が制度の趣旨にそぐわない場合に、書類の段階でお断りするケースや、一部修正を求めるケースもあり得るためです。

② 公開審査会を行います。

助成事業の決定は、公正性・透明性を高め、より多くの人にまちづくり活動を知ってもらうため、公開審査会を開催して選考した後、決定します。

一般部門に応募された団体等の皆さんには、公開審査会においてプレゼンテーションを行っていただきます。模造紙、ポスターやパソコン、プロジェクターを活用するなど、自由にアピールしてください。（事前に打ち合わせが必要になります）

チャレンジ部門についてはプレゼンテーションを行わず、書類での審査とさせていただきます。

公開審査会は、令和4年5月下旬を予定しています。日時・会場については後日お知らせします。



公開審査会の様子

審査においては、活動の継続性や波及効果など 10 個の審査項目を設定しています。各選考委員が5段階で評価し、採点の合計点により順位づけを行います。その後、調整協議で助成額等を調整して助成事業を決定しますが、結果は後日通知される予定です

審査のポイント

審査は次のような項目をポイントに行われます。

- ① 事業目的 ② 計画性 ③ 継続性 ④ 先進性・独自性 ⑤ 地域性
- ⑥ 波及効果 ⑦ 地域貢献度 ⑧ 協働性 ⑨ 団体等の運営 ⑩ 期待度

③ 審査結果の通知と公表

審査の結果を受けて、助成団体が決定された際は、申請団体等に通知をし、ホームページ等で公表します。

④ 助成金の交付

上記の決定通知の後、交付対象団体等からの助成金交付申請書を受けて、協議会から助成金を交付します。(事業着手前でも交付します)

⑤ 事業の実施

助成を受けた各団体等で事業を実施します。

⑥ 事業成果報告会の開催

取り組んだ活動の成果を広く住民に紹介するために、事業成果報告会を開催します。
助成を受けた団体等の皆さんにそれぞれの成果を発表していただきます。

※事業成果報告会の日程等については後日お知らせします。

それぞれが取り組んだ活動や、あらかわ地区全体のまちづくり推進を PR する場を設けることにより、多くの人たちに「自分もやってみよう」という気持ちを抱いていただくための取り組みです。

⑦ 実績報告書の提出及び助成金精算手続き

事業が完了したら、1 か月以内に実績報告書を提出していただきます。
遅くとも翌年の 3 月末までには提出してください。
また、助成金に残余が生じた場合、年度内に返還の手続きが必要になります。

実績報告により助成金に残余が発生した場合は、その金額を返還してもらうことになります。

返還の手続きも含めて年度内に完了する必要がありますので、期限に間に合うよう進めてください。また、3か年採択を受けた団体等でも助成金の精算は毎年行いますので、上記と同様になります。

※ その他注意事項

- 虚偽の申請等により不正に助成を受けた場合、助成の取り消し及び助成金の返還を求めます。
- 事業に係る帳簿や領収書等の証拠書類は 5 年間保存をお願いします。
- 助成を受けた団体等の活動を広報誌・ホームページ等で紹介させていただきますので、その際のご協力をお願いします。

お問い合わせ等

〒959-3192

村上市山口444番地

村上市荒川支所地域振興課自治振興室 内

あらかわ地区まちづくり協議会 育成部会

TEL・FAX:0254-62-3102

Mail: love-arakawa@bz04.plala.or.jp